

発議第 1 号

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月4日 提出

三宅町議会議長 衣川 喜憲 殿

三宅町議会議員

提出者

辰巳 光則 

賛同者

渡辺 哲久 

賛同者

川 鯨 実希子 

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成２０年９月１９日三宅町条例第２０号）
の一部を改正する条例を次のように改正する。

附則第４項の「平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間」を
「令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和２年４月１日より施行する。